

城陽市議会基本条例

(解説付き)



城陽市議会

城陽市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）
- 第3章 市民との関係（第6条―第8条）
- 第4章 市長等との関係（第9条―第11条）
- 第5章 議会運営（第12条―第15条）
- 第6章 体制整備（第16条―第18条）
- 第7章 政治倫理及び身分等（第19条―第22条）
- 第8章 議会改革の推進（第23条）
- 第9章 最高規範性及び検証（第24条・第25条）

附則

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が自らの責任と判断により立案し、決定し、処理すべき事務の範囲は、拡大してきた。

とりわけ今日、少子高齢化の急速な進行、財政危機への対応など、地方が抱える課題が重さを増し、解決へのスピードが期待されている。

このような状況において、市長とともに直接選挙により選出された議員で構成する議会は、団体意思の決定を行う議事機関及び執行機関の監視を行う監視機関としての役割を一層発揮することが求められる。

城陽市議会は、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取り組みを確かなものにするとともに、市民の声を全力で市政に反映させる決意を新たにし、ここに最高規範として城陽市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその権能を自覚し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

<解説>

前文において掲げた議会の決意を受けて、本条例の目的を明記した。

（基本理念）

第2条 議会は、市民の声を市政に反映させるために、公平かつ公正な論議を尽くすとともに、城陽市にふさわしい真の地方自治の実現を図るものとする。

<解説>

地方分権時代にふさわしい議会としての基本的な姿勢、考え方を示した。

二元代表制の一翼を担う議会が、広く市民の意見や要望等を把握し、大局的な視点から論議を尽くして議会の意思を決定し、城陽市のための真の地方自治の実現に取り組む決意を表している。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 常に市民の立場に立ち、市政を監視し、及び評価すること。
- (2) 多様な市民意思の把握に努め、議会としての政策形成を図ること。
- (3) 議会としての合意形成を目指し、論議を尽くすこと。
- (4) 市民に開かれた、透明な議会運営に努めること。
- (5) 議案等を議決し、市としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明責任を果たすこと。

<解説>

議会は、団体意思の決定を行う議事機関、また執行機関の監視を行う監視機関としての役割を担っている。この役割を果たすために政策形成能力、多様な市民の意見反映、利害の調整、市民意見の集約の機能を持ち、これらを十分に発揮することが期待されている。

そこで議会の活動原則として、次の5項目を列記した。

第1号 議会は、市長等の事務執行が、適切かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視するとともに、事務執行の成果等について、評価する責務を有する旨、定めたものである。

第2号 議会報告会、市民との意見交換などにより、議会は多様な市民意見の把握に努め、それらの意見を政策立案や政策提言につなげていくことを定めたものである。

なお主なものとして、第6条第5項で公聴会制度及び参考人制度にふれ、第7条で議会報告会を明文化している。

第3号 議会は言論の府であることから、議会として意思決定を行う際には、論点や争点を市民の前に明らかにし、活発な論議を尽くすものとした。

その一環として、第14条で自由討議の具体化を図った。

第4号 議会は、活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民に開かれた議会とするとともに、わかりやすい議会運営を目指すことを定めた。

情報公開、傍聴、日程公表等については、第6条で明文化し、議会

の広報は、第8条で具体的規定を置いた。

第5号 市民から信託された議決機関として議決責任の重さを深く認識しながら、市政の課題、議案、請願等の審議内容や結果などについて、市民に対し、説明責任を果たしていくことを定めたもの。

前号と同様、第3章の市民との関係の中で、その趣旨を明文化している。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握に努めること。
- (2) 常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めること。
- (3) 自己の資質を高める不断の努力によって、市政における多様な課題の発見及び解決に努めること。

<解説>

前条で定めた議会の活動原則を踏まえ、議員の活動原則を定めた。

第1号 議員は、市民の代表として、広く市政に関し市民のさまざまな意見、要望を的確に把握し、議会活動を通じて市政に反映させることが重要であることから、その旨、規定したものである。

第2号 議員は、常に高い倫理観を持って職務を誠実に行うとともに、自身の言動に責任を持たなければならないとした。

第3号 議員は、研修や調査研究により資質を高め、市政の課題の発見及び解決に向けて、的確な判断ができるよう努めなければならないと規定した。

本条に関連して、第16条で議員研修を定め、第19条では政治倫理の規定を置いている。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 議会に、各会派の代表者で構成する各会派幹事会を置く。
- 4 議会は、いずれの会派にも属さない議員があるときは、当該議員に対し、適切な配慮を行うものとする。

<解説>

城陽市議会では、各会派幹事会規程を設け、会派に関することを定めている

が、本条で、改めて会派の定義等について明文化した。

第1項 議員は、議会活動を行うために、会派を構成できるとした。

会派の要件については、各会派幹事会規程第3条により、2人以上の所属議員を有する団体としている。

第2項 会派を、政策を中心とした同一の理念を共有する団体と位置づけた。

第3項 各会派の意見調整の場として、会派の代表者で構成する各会派幹事会を設置すると定めた。

第4項 議員はそれぞれ選挙によって選ばれ、等しく職責を担うことから、会派に属さない議員に対しても、適切な配慮を行うよう定めている。

<参考>

城陽市議会各会派幹事会規程

第3章 市民との関係

(市民参画及び情報公開)

第6条 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に定める条例等により、議会が保有する情報を、原則として公開しなければならない。

2 議会の会議は、原則として公開する。

3 議会は、市民が傍聴しやすい環境整備に努めなければならない。

4 議会は、会議日程及び議題を、あらかじめ市民に周知するものとする。

5 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、広く市民の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

<解説>

分権改革が進む中、議会への市民参画や意見反映の機会、そして市民が身近に感じる議会とするための方策等について定めた。

第1項 情報公開の実施機関の一つとして市民の知る権利を保障し、城陽市情報公開条例等の定めるところにより、議会が保有する情報を、原則として公開することを定めた。

透明性の確保を図り、市民にとって身近な議会、開かれた議会の構築を目指す。

第2項 議会は、原則として公開とすることを定めた。ただし会議の性格上、公開になじまないものは、例外として対象から除かれることになる。

本会議は、地方自治法第115条第1項により、公開が原則であるが、委員会は、法律上の義務付けはなく、委員長の許可による制限公開制がとられている。しかし城陽市議会では、「会議の公開、傍聴に関する申し合わせ」を定め、委員会も原則として公開としている

が、今回、本条により明確化した。

第3項 傍聴しやすい環境整備に努める決意を表した。

「会議の公開、傍聴に関する申し合わせ」により、傍聴の方法や、手話通訳の必要な方への対応等を定め、「会議資料の提供に関する申し合わせ」で、傍聴者への会議資料の提供時期、方法等を規定しているが、さらなる充実に取り組むものである。

第4項 会議日程及び議題の周知を定めた。

定例会の会期内の日程については、現在、1か月前までを目途に議会ホームページに掲載するほか、行政情報資料コーナーをはじめ市内公共施設に配備。一般質問の質問者名・質問内容・質問日については、通告締め切り後に、同様の措置をしているが、一層の充実を目指すものである。

第5項 公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を規定した。

市民の意思と議会の意思が乖離していれば、二元代表制の一翼を担うことができないため、政策形成の過程において市民が参加できる機会を設け、効果的に市民の声を市政に反映できるよう努めなければならないと定めた。

なお具体的一例を、第15条第2項で明文化している。

<参考>

地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第130条

3 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

城陽市情報公開条例

城陽市情報公開条例施行規則

城陽市議会の所管に係る城陽市情報公開条例施行規程

城陽市議会傍聴規則

(議会報告会)

第7条 議会は、市民及び議員が情報及び意見を交換する議会報告会を開催するもの

とする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

<解説>

議会の活動等について説明し、市民の意見を広く聴くための議会報告会の開催を定めた。

第1項 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を深めるため、議会が地域に出向き、市民に対し議案審議の経過や結果などの議会活動等を報告する機会を義務として定めた。

市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対する考えを聴くことが重要であることから、議会全般に対する意見交換だけでなく、市政に関する課題も予定している。

第2項 具体的な運用については、別に定めることにしている。

(議会の広報)

第8条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会の視点から定期的に公表しなければならない。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めなければならない。

<解説>

議会は、議会の意思決定の理由や経過について、効果的に情報発信を行い、議会の活動に対する市民への理解と信頼を得るよう努めなければならないと規定した。

第1項 議会広報を定期的に発行するよう定めた。

議会広報は、議会の活動や審議結果などの情報を提供し、説明責任を果たす最も重要な手法で、「議会広報の発行に関する申し合わせ」により、現在は年4回発行としている。

なお議案等に対する議員の賛否情報も、説明責任の一環として、すでに掲載している。

第2項 インターネットやウェブサイトその他、日々発達する多様な広報手段が、市民と議会との接点として有効に活用され、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう努めなければならないとしている。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会は二代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等と

の緊張関係を保持しながら、議事機関としての責務を果たしていくものとする。

<解説>

本条は、議会と市長等との基本的関係について定めた。

二元代表制においては、議事機関と執行機関の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されている。

その下で議会は、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保持しながら、議事機関としての責務を果たしていくことを定めたものである。

(情報提供等の協力)

第10条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、市長等に対し、情報提供等の協力を求めることができる。

<解説>

市長等に対し関係情報の提供等の協力を求めることについて定めた。

市長等の事務を監視・調査するとともに、議会が独自の政策形成の過程で必要と考えられる情報について、市長等に対し、その提供等の協力を求めることができる」と規定した。

なお地方自治法上、執行機関は、議会又は議員の一般的な資料要求に応じる義務はなく、議会に対する配慮から行われている。

(議決事件)

第11条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上及び市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

<解説>

地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について定めた。

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項に規定されているが、同条第2項で、条例で議会の議決事件を定めることができるとされている。

近年、市政の課題の多様化・専門化に伴い、市民福祉にとって重要な事項も増え、議決事件の拡大は、住民自治の原則の観点から大きな課題となっている。

本条では、市民の負託にこたえるため、議決事件の拡大についての検討を図ることで、議会の監視機能、調査機能等を高め、市民に対する責任を果たして

いくことを定めた。

<参考>

地方自治法

第96条

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする事が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第5章 議会運営

（会議運営の原則）

第12条 議会は、公正、効率的で、かつ秩序ある会議運営に努めなければならない。

<解説>

会議運営に関する基本的事項を定めた。

会議運営は、公正性が大前提であるとともに、効率的な運営が求められるが、効率性を求めるあまり、公正な運営が阻害されることがないように配慮しなければならない。

なお秩序ある運営に努めることは当然であり、その旨規定したものである。

<参考>

地方自治法

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

城陽市議会会議規則第5章（規律）

（一問一答方式）

第13条 会議における議員の市長等に対する質疑又は質問は、市政上の論点及び争点をより明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

- 2 議長から会議への出席を要請された市長等は、議員の質問等に対し反問することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

<解説>

会議における議員の市長等への質疑又は質問の方式について定めた。

第1項 論点や争点をより明確にし、市民にもわかりやすくするため、質疑又は質問は一問一答方式で行うことができると定めた。

第2項 議会と執行機関の活発な議論を図るとともに、議員が発言内容に、より責任を保持するため、会議への出席を求められた市長等は、反問することができるように定めた。

第3項 具体的な運用については、別に定めるとしている。

(自由討議)

第14条 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を確保しなければならない。

- 2 議員は、会議において、自由討議を積極的に行うものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

<解説>

議会の本質的な役割は、市民にかわってさまざまな意見が表明され、相互批判、反論、同調という過程を経て一つの意思に形成されることであり、この役割を果たすために、議員間における自由討議の充実について定めた。

第1項 議会は複数の議員が集まり、言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることから、議会は、責任ある表決と市民への説明を行うために、自由討議の機会を確保しなければならないと規定した。

なお自由討議で、論点や争点が明らかとなり、より市民にわかりやすい議会となることが考えられる。

第2項 議員は、積極的に自由討議に参加することを定めた。

第3項 具体的な運用は、別に定めることにした。

(委員会)

第15条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、請願及び陳情の審査に当たっては、提出者の意見を聴く機会を設けな

なければならない。

<解説>

委員会の果たす役割は今後ますます重要なものとなることから、そのあり方を定めた。

第1項 社会経済情勢等により、新たに生じる行政課題に、それぞれの委員会が、委員会の持つ専門性と特性を活用し、迅速・的確に対応するよう定めた。

委員会に関し必要な事項は、地方自治法第109条で、条例により定めることとされている。城陽市議会では、城陽市議会委員会条例、城陽市議会会議規則等を定め、委員会に関する組織、運営等に関する事項を規定している。

なお常任委員会は、議会の案件についての予備的・専門的機能を有し、自主的・自立的に、条例に定められたその部門の調査を行い、議案等を審査するとされている。

また議会運営委員会は、議会運営に関する事項等を調査・審査し、特別委員会は、特定の事件の審査のために、その都度設けられるものである。

第2項 市民参画の一環として、請願や陳情の審査に際し、参考人として提出者の意見を聴いた上で審査を行うことを定めた。

運用に当たっては、受理時点で提出者から意見陳述の希望を聴き、その機会を設けることにしたものである。

<参考>

城陽市議会委員会条例

城陽市議会会議規則

第6章 体制整備

(議員研修)

第16条 議会は、議員の監視能力及び評価能力の充実並びに政策形成能力の向上のため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験者等との研修会を開催することができる。

<解説>

議会がその能力の充実・向上のために行う研修について定めた。

第1項 議会の責務はますます重みを増し、議員の監視能力及び評価能力の充実、政策形成能力の向上は必須のことになっている。このため議員

自らがさまざまな調査研究を深めることが期待されているが、議会全体としても時の社会問題、行政課題等の研修の充実強化に努める必要があり、その旨規定した。

第2項 研修会の実施にあたっては、学識経験者等との意見交換の場などを設けることができるとした。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書その他資料の充実に努めなければならない。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

<解説>

地方自治法第100条第19項の規定に基づく議会の図書室の適正な運営等について定めた。

第1項 議員の調査研究を効率的に支援し、政策形成能力の向上のために、一層の充実を図るよう定めた。

図書室には、政府や都道府県から送付された官報、公報、刊行物のほか、地方自治に関係する図書、資料等を備える。

第2項 市民に開かれた議会とするために、誰でも利用できることを明らかにした。

<参考>

地方自治法

第100条

19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

城陽市議会図書室規程

(議会事務局)

第18条 議長は、議員の政策形成を補佐する組織として、議会事務局の調査、法務事務の充実強化を図らなければならない。

2 議長は、前項の充実強化のため、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

<解説>

地方自治法第138条第2項の規定に基づく議会事務局の体制強化、人材育成について定めた。

第1項 地方分権の時代にあつて、議会を補佐する事務局の役割も増大していることから、体制の強化が求められている。とりわけ調査、法務事務の充実強化が喫緊の課題であり、本条で明文化した。

第2項 前項の充実強化を図るために、議長は、事務局職員の備えるべき補佐機能、専門性の充実に取り組むことにしている。

<参考>

地方自治法

第138条

2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

城陽市議会事務局設置条例

城陽市議会事務局規程

第7章 政治倫理及び身分等

(政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、次に掲げる決議の趣旨を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法第92条の2の立法趣旨を遵守する決議
- (2) 政治倫理に関する決議

<解説>

議員としての倫理観と姿勢について定めた。

第1項 議員は、職権や地位による影響力から、高い倫理的義務があることを常に自覚したうえで、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保つよう努めなければならないことを定めたものである。

第2項 議員は、すでに議決した次の2件の決議の趣旨を遵守しなければならないと定めた。

地方自治法第92条の2の立法趣旨を遵守する決議

平成6年12月26日 議決

政治倫理に関する決議

平成16年6月14日 議決

(議員定数)

第20条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数は、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう定めなければならない。
- 3 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題並びに将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

<解説>

議会を構成する議員の定数のあり方等について定めた。

第1項 議員定数は、地方自治法第91条で、条例で定めるとされており、城陽市議会では、城陽市議会議員定数条例で20人と定めている。

第2項 議会には、多様な民意の反映や、さまざまな利害の調整、市民の意見集約などの役割が求められており、それらが損なわれることのないよう定数を定めるものとした。

第3項 議員定数の改正に当たっては、市の人口、面積、財政力、事業課題及び将来の予測だけでなく、市民の意見を参考にするものと規定した。
なお市民の意見とは、参考人制度や公聴会制度の活用を義務化したものではない。

<参考>

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

城陽市議会議員定数条例

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の条例改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

<解説>

議員に対して支払われる議員報酬について定めた。

第1項 議員報酬は、城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めている。

報酬とは、一般的に非常勤職員の役務の対価として位置付けられ、従前は議員報酬も同様の扱いがされていた。

しかしながら平成20年の地方自治法の一部改正により、議員の報酬と非常勤職員等の報酬の違いを明文化し、議員の報酬については固

有の「議員報酬」として新たに設けた。

第2項 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとした。

なお市民の意見とは、前条第3項同様、参考人制度や公聴会制度の活用を義務化したものではない。

<参考>

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(政務活動費)

第22条 政務活動費の交付を受けた会派は、別に定める条例等及び政務活動費の手引きに基づき、適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、政務活動費の用途について、市議会ホームページ等を活用して、積極的に公開する体制を確立するものとする。

<解説>

地方自治法第100条第14項の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派または議員に交付される政務活動費について定めた。城陽市議会では、会派を対象として交付している。

第1項 政務活動費の交付を受けた会派は、条例等及び政務活動費の手引きに基づき、適正な執行に努めなければならないと規定した。

この手引きは、政務活動費に関する支出の原則、用途基準の項目別考え方や、収支報告書の記載方法等をまとめ、冊子として発行している。

第2項 用途の公開をうたったもので、議会ホームページに収支報告書及び政務活動費項目別支出一覧表を掲載。領収書の写しはじめ関係資料は、議会図書室に配備し、市民等の閲覧に供しているが、一層の透明性の確保に努める決意を表したものである。

<参考>

地方自治法

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条

例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

城陽市議会政務活動費の交付に関する条例

城陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

城陽市議会政務活動費の交付に関する内規

第8章 議会改革の推進

第23条 議会は、市民の意思を的確に市政に反映させるため、議会改革に継続的に取り組まなければならない。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むために、各会派から選出した議員で構成する議会活性化推進会議を設置する。

<解説>

環境の変化に即応した議会改革に努めることを定めた。

第1項 市民の意見を的確に市政に反映させるための議会改革に、継続的に取り組むことを明文化した。

議会の意思と市民の意思が乖離しない努力が従前にまして求められており、不断の改革に努めることを表している。

第2項 前項の議会改革に取り組むために、議会活性化推進会議を設置することを定めた。

会議の委員は、各会派から選出した議員で構成することになっている。

第9章 最高規範性及び検証

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会についての最高規範であって、議会は、この条例に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する法令等の条項を解釈し、及び運用する場合には、この条例の趣旨に照らして判断しなければならない。

<解説>

議会に係る他の条例等に対して優位性を有することを明言するとともに、その運用などについて定めた。

第1項 この条例が城陽市議会における基本的事項を定めた最高規範として位置付けるとともに、この条例に反する条例等を定めてはならないと規定した。

第2項 議会に関する法令等の条項を解釈し、運用する場合は、この条例が最高規範であることにかんがみ、許容される範囲で自主的な解釈、判断を行うことを定めたものである。

この条例と他の条例との関係については、法的に優位性を持つものではないとしても、この条例の目的、内容等からして、最高規範性を有しているとの見解に立つものである。

(検証)

第25条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例を含め議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

<解説>

条例の定期的な検証及び逐次の見直しについて定めた。

第1項 条例の目的が達成されているか検証していくことを義務付けた。

基本条例として高度の安定性が求められるが、さまざまな環境変化に対する適応性、可変性も欠くことができず、市民の意見や社会情勢等を勘案し、慎重な論議の上、逐次、見直ししていく必要がある。

第2項 議会関係条例等の改正について定めたもの。見直しの結果、改正が必要と認められる場合は、速やかに適切な措置を講じなければならないと結んだ。

附 則

この条例は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。